

月刊

東海財界

「もの忘れ」相談を気軽に
開業医との連携で
早期発見、治療へ



医療法人偕行会 偕行会城西病院 錫村 明生 院長

Monthly Report



御園座社長
宮崎敏明氏

恩人の言葉を胸に
初心に帰って
会社再建



立憲民主党
近藤昭一氏

『永田町スコープ』
日本経済・社会を
元気に



瑞穂デイサービスセンター
えんがわ 代表
吉川富士子さん

「介護が必要な高齢者も
笑顔で暮らせる居場所」を
目指して

片岡憲明弁護士の 法律相談事務所



片岡 憲明 (かたおか のりあき) 1977 年生まれ。2001 年東京大学法学部卒業。同年司法試験合格。03 年弁護士登録。寺澤綜合法律事務所入所。07 年片岡法律事務所入所。23 年 7 月より同事務所代表弁護士。
<弁護士法人片岡法律事務所> 名古屋市中区丸の内 2 丁目 1 9 番 2 5 号 M S 桜通 7、8 階 ☎ 052-231-1706

求人広告詐欺にご注意

【質問】

私は飲食店の店長をしています。ハローワークに求人申込みをしたところ、東京の Y 社から営業の電話がかかってきました。インターネットの求人広告が 4 週間無料で出せる、と勧誘するものでした。

私は「4 週間無料」という言葉に飛びつき、Y 社から案内の F A X を送ってもらい、申込書に署名・押印をして F A X 返信しました。

その後、Y 社の担当者からは、何の音沙汰も無く、広告原稿の確認依頼の連絡も、広告を掲載したとの連絡も一切ありませんでした。

何の連絡も無かったため、私は Y 社のことをすっかり忘れていました。

ところが、電話連絡から 4 週間経過した後、突然 Y 社から 50 万円の支払を求める請求書が送られてきました。

私は慌てて Y 社に連絡を入れましたが、Y 社からは、F A X で送った文書の中に「規約」があり、4 週間が経過すると有料に切り替わる旨、有料に切り替わる 4 日前までに書面で解約を申し入れる必要がある旨の規定があり、御社もその規約に同意して申し込みをしたのだから、広告掲載料を払うのは当然、と言われてしまいました。

たしかに F A X の中には規約があり、規約に同意して申し込む趣旨の記載もありました。

Y 社のホームページで自社の広告を確認しましたが、とても雑な素人同然のページで、およそ広告効果があるとは思えないものでした。私は、お金を払わないといけませんでしょうか。

【回答】

このような相談は 7 年程前から始まり、最近も被害を受けた企業があったため、ご紹介いたします。

さて、皆さんは解約忘れを利用したアコギなビジネスであり、こんなものにお金を支払う義務は無いだろう、と思われたかもしれません。

ところが、本件のような事業者間の取引では、契約書の記載は特に重要視されますし、消費者保護の法律も原則として適用が無いため、「規約」に記載されたとおりの法律関係が生じてしまう可能性が高いです。つまり、掲載料を負担せざるを得なくなるかもしれないのです。

もっとも、本件の場合には、有料期間への切換えが全く説明されなかったり、ホームページに広告効果が全く無い等、極めて悪質である旨を指摘し、詐欺や債務不履行を理由として支払を免れる法的主張ができる場合もあります。

よって、速やかに弁護士に相談して、安易にこのような業者へ支払いをしないようにすべきです。

このような契約トラブルを避けるためには、日頃から書面には必ず全文に目を通し、その意味をしっかりと把握する。

・取引の相手方の会社ホームページを確認し、その信頼性を確認する。

・期間管理を厳重にする。例えば、無料期間が 4 週間だとするならば、期間経過前に対応するよう手帳に記録する (管理ができないなら契約してはいけません)。

・契約事は必ず本部で一括対応し、現場に任せない。等の対応が必須です。

日常から契約の危険性を十分認識して頂ければ、と存じます。